

令和5年3月30日

和光市立小・中学校  
保護者の皆様へ

和光市教育委員会  
教育長 石川 毅

### 和光市立小・中学校の新年度の教育活動について（お願い）

桜の花も満開を過ぎ、春が色濃く生命の躍動が感じられる季節になってまいりました。日頃より、本市の教育振興にご理解・ご協力いただいておりますことに、心より感謝・御礼を申し上げます。

この3年間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各校とも児童生徒の健康・安全・安心を第一に感染防止に努めた教育活動を行ってまいりました。何かと制限をすることも多く、お子様はもとより保護者の皆様にも多大なご迷惑をおかけいたしました。集団感染などの深刻な事態が生じることはなく、これもひとえに保護者の皆様のご理解・ご協力によるものと、心より感謝を申し上げます。

さて、この度、文部科学省及び埼玉県教育委員会より「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」が通知され、その中では、4月1日以降の学校におけるマスク着用の基本的な考え方は、「児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。」とされ、学校におけるマスク着用は原則不要とされました。

本市におきましても、本通知等に基づき、下記のように対応してまいりますので、今後とも保護者の皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 マスク着用の考え方等について

- (1) 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2) 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などはマスク着用が推奨されることを踏まえ、必要な対応を行います。
- (3) 感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。

- (4) 児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- (5) 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」が示す活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて一定の感染症対策を講じます。
- (6) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導を行います。
- (7) 引き続き、家庭での健康観察をお願いするとともに、発熱や咳等の症状がある場合や体調がすぐれない場合は、自宅で休養（医療機関の受診）するようお願いいたします。

## 2 行事等の対応について

- (1) 今後、予定されている入学式等の儀式的行事においても、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2) 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保するようにします。確保できない場合は、マスクの着用を推奨する場合があります。
- (3) 保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での参加人数の制限はしません。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限はしません。
- (4) 儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行いません。ただし、行事の見直しの観点から、時間の短縮を行う場合もあります。

## 3 効果的な換気の実施について

- (1) 基本的な感染対策は重要であることから、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行を実施します。
- (2) 教室等の換気については、窓の開放やサーキュレータ等の活用など、可能な限り十分な換気を確保するようにします。

## 4 給食等の食事をする場面における対策について

- (1) 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意してまいります。
- (2) 適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じますが、「黙食」は必要ないこととします。